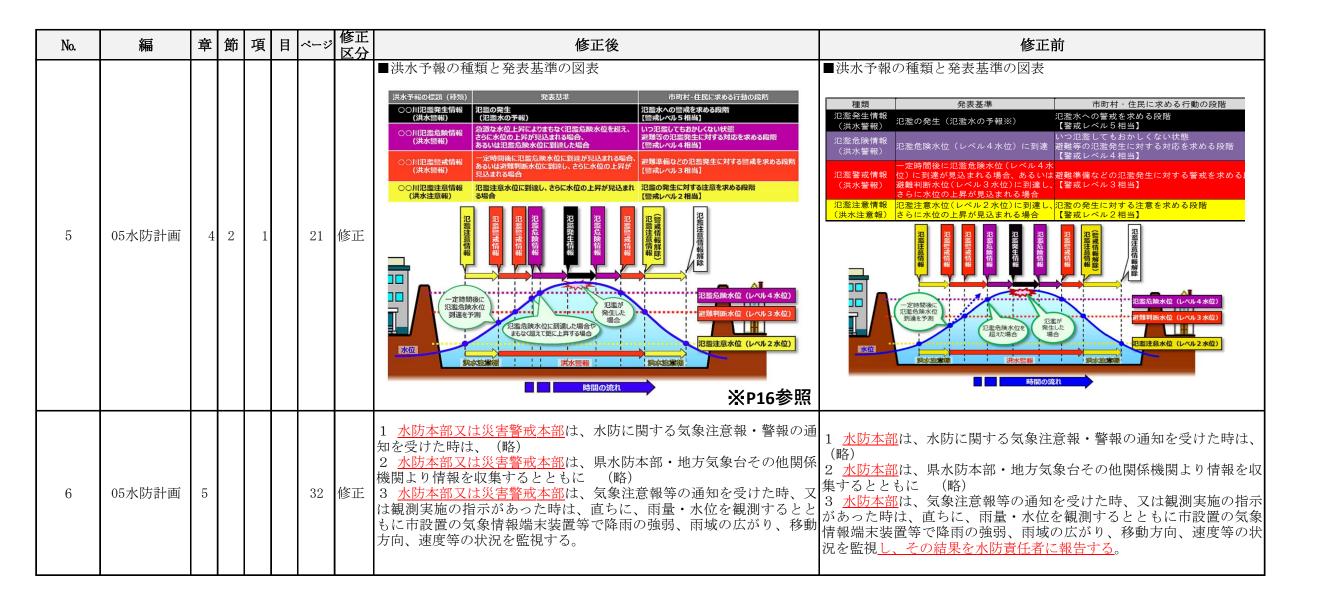
別冊 2

令和5年度 熊本市水防災計画 新旧対照表 (案)

※がある図等は、巻末に拡大表示しております

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
1	05水防計画	全章					修正	危機管理防災 <u>部</u> ※ただし、個別に修正があるのを除く	危機管理防災総 <u>室</u>
2	05水防計画	全章					修正	危機管理防災 <u>部長</u> <u>※ただし、個別に修正があるのを除く</u>	危機管理防災 <mark>総室長</mark> 危機管理防災 <mark>総室 総室長</mark>
3	05水防計画	4	1	2	1	19	修正	1 洪水等の場合 熊 本 市セ 消防局セ (水防本部室、災害警戒本部室又は災害対策本部室) セ (昼間) (夜間) セ 「た機管理防災部セーーー」 広報課セーーー 住 民セーー	1 洪水等の場合 (水防情報連絡室又は災害対策本部室) (昼間) (夜間) (夜間) (夜間) (夜間) (夜間) (を機管理防災総室 → 広報課 → 関係各課
4	05水防計画	4	1	2	2	20	修正	2 津波の場合 (災害対策本部総合調整室) 4 ((災害対策本部総合調整室) 4 ((夜間) 4 (夜間) 4 (夜間) 4 (広報課4 (広報課4 (広報課4) (広報課4	2 津波の場合 (昼間) (虚間) (機管理防災総室

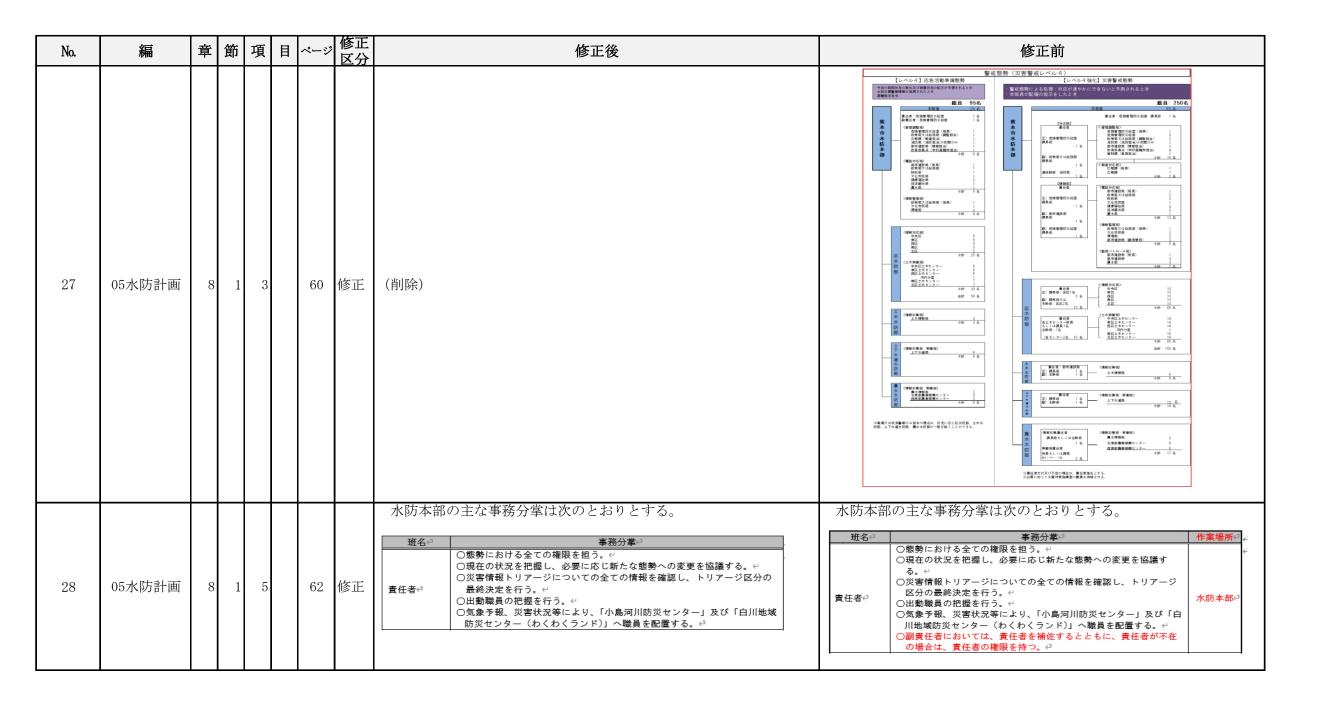


No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
7	05水防計画	5	1	1	5		修正	■像監視局 (CCTV) 機測局名	1 画像監視局 (CCTV) 一個側局名 所在地 一級側方法 坪 井 坪井 5 丁目・永康橋下流左岸 CCTV 春 日春日 1 丁目・春日排水機場内 川
8	05水防計画	5	1	1	5	35	修正	(削除)	熊本市水防テレメータ配置図
9	05水防計画	5	2	1	2	39	修正	大雨による河川氾濫や浸水、高潮被害の恐れがある地域(市内29箇所)にCCTVカメラを設置し、水位等を映像で監視する。	「 <u>坪井・井芹・秋津・天明新川の4河川5箇所にCCTVカメラを設置し</u> 水位 等を映像で監視する。
10	05水防計画	5	4	4		41	修正	第4項 警報局設置箇所 <u>熊本市民会館</u> 屋上	第4項 警報局設置箇所 <u>崇城大学市民ホール(市民会館)</u> 屋上
11	05水防計画	6	1			42	修正	■水防通信系統図 熊本市水防本部← ・ 熊本市災害警戒本部← (本部室)←	■水防 <u>本部</u> 通信系統図 熊本市水防本部 (本部室) 代表 328-2222
12	05水防計画	6	2	1		43	修正	(7) MCA無線	(7) <u>広域業務用無線(MCA)</u>
13	05水防計画	6	2	2		43	修正	第2項 有線及び無線通信の使用 水 <u>防本部又は災害警戒本部</u> が総括運用する優先及び無線の通信計画 は、(略)	第2項 有線及び無線通信の使用 水防本部が総括運用する優先及び無線の通信計画は、(略)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
14	05水防計画	6	2	2	1	43	修正	1 加入電話の利用 水防本部 又は災害警戒本部への電話による連絡及び報告は、 (略) 発信区分・電話番号・ 発信区分・電話番号・ 情報部長任者(危機管理防災部)・ 328-2490・ 対応部長任者(危機管理防災部)・ 328-2490・ 対応部長任者(危機管理防災部)・ 328-2490・ 対応部長任者(危機管理防災部)・ 328-2490・ 対応部長任者・(各立大センタ・所長・(各立大センタ・所長・(各立大センタ・所長・(上下水道水防部・上下水道等戒部)・ 中央区土木センタ・ 357-4110・ (上下水道局責任者)・ (上下水道局责任者)・ (上下水道局責任者)・ (上下水道局責任者)・ (上下水道局費任者)・ (上下水道局費任者)・ (上下水道局費任者)・ (上下水道局費任者)・ (上下水道局費任者)・ (上下水道局費任者)・ (上下水道局費任者)・ (上下水道局費任者)・ (上下水道局費保養)・ (上下水道解持課 381-1103・ 大下水道維持課 381-1103・ 大下水道経持課 381-1103・ 大下水道を大下水道経持課 381-1103・ 大下水道経持課 381-1103・ 大下水道経済	1 加入電話の利用 水防本部への電話による連絡及び報告は、(略) 発信区分 電話番号
15	05水防計画	6	2	2	5	45	削除	(削除)	5 災害応急復旧用無線 (NTT西日本設置)(1)通信系統 熊本市地域防災計画書参照(2)通信統制 NTT西日本が設置した、災害応急復旧用無線各局の運用統制は、NTTフィールドテクノが行う。
16	05水防計画	7	1	1	1	46	修正	(3)事務所開設 ア 国土交通省により開設し、開設時に熊本市水防本部 <u>又は熊本市災 警戒本部</u> へ連絡する。	書 (3)事務所開設 ア 国土交通省により開設し、開設時に熊本市水防本部へ連絡する。
17	05水防計画	7	3	3 1		53	修正	第1項 防災倉庫の所在地及び備蓄物資 5 西区蓮台寺4丁目14 蓮台寺公園 (施設管理者:西区土木センター) 9 西区池上町484 池上中央公園 (施設管理者:西区土木センター)	第1項 防災倉庫の所在地及び備蓄物資 5 西区蓮台寺4丁目14 蓮台寺公園 (施設管理者: 中央区土木センター) 9 西区池上町484 池上中央公園 (施設管理者: 中央区土木センター)
18	05水防計画	7	4			55	修正	オ 市庁舎と <u>各区役所・各区土木センター・各まちづくりセンター</u> つなぐ路線	を オ 市庁舎と <u>各区土木センター・区役所・(総合)出張所</u> をつなぐ路 線

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
19	05水防計画	8	1	. 1		57	修正	第1項 熊本市水防本部の配備基準 水防本部は、水災に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行 うため、熊本市災害 <u>警戒</u> 本部の設置前に設置する。 水防本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、 <mark>危機管理</mark> 監が必要と認めるときに設置する。	第1項 熊本市水防本部の配備基準 水防本部は、水災に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行 うため、熊本市災害 <mark>対策</mark> 本部の設置前に設置する。 水防本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、 <u>市長</u> が必 要と認めるときに設置する。
20	05水防計画	8	1	. 1		57	修正	第1項 熊本市水防本部の配備基準 (略) 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 前各号に揚げるもののほか、情報収集などの対応が必要なとき。	第1項 熊本市水防本部の配備基準 (略) 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)
21	05水防計画	8	1	. 1		57	修正	■熊本市水防本部の設置基準表 ***********************************	■ 熊本市水防本部の設置基準 下である 下ではる 下で
22	05水防計画	8	1	. 2		58	修正	第2項 設置者及び本部長 危機管理監は、水防本部の設置者及び本部長とする。ただし危機管 理監に事故があるとき又は危機管理監が欠けたときは、次の順位で代 行する。 第1順位 政策局長や 第2順位 政策局総括審議員(総括審議員を置かない場合にあっては、危機管理防災部長) 4	第2項 配備・指揮の権限 水防本部の各配備能勢における配備・指揮及び責任者は次のとおりとする。 ■水防本部の設置・指揮及び責任者 蔵勢・ 配備態勢・ 設置・指揮・ 責任者・
23	05水防計画	8	1	. 3		59	修正	第3項 <u>熊本市</u> 水防本部 水防本部の配備基準に達したときは、次の配備態勢をとるものとす る。 <u>別表1【熊本市水防本部態勢図】</u>	第3項 水防本部の組織 水防本部の配備基準に達したときは、次の配備態勢をとるものとす る。

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
								被害状況次第で、 <u>気象警報等</u> 解除後も、避難指示等を継続す <u>る場合もある</u> 。その場合は、 避難指示等が発表されている区 のみ態勢を取ることとする。	※被害状況次第で、気象警報等解除後も、避難指示等を継続する場合もある。その場合には、避難指示等が発表されている区のみ態勢を取ることとする。
24	05水防計画	8	1	3	}	59	修正	※1高潮注意報は、台風接近時 等で緊急に対応が必要な場合に 限る。	(追加)
								※2気象警報等が発表されない 状態で、各局独自に職員を配備 する場合など、危機管理監の判 断により設置し、各局と情報を 共有し対応する。	(追加)
25	05水防計画	8	1	3		59	修正	本部室 11 名 責任者:危機管理防災部 1名 《管理班》	本部室 9名
26	05水防計画	8	1	3		59	修正	(削除)	土



No.	編	章	節	j J	頁	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
29	05水防計画	8	8	1	5		62	修正	○災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。← ○報道機関に関する説明及び整理を行う。← ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。← ○水防本部各班からの情報を整理する。← ○配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。← ○責任者より受けた災害情報を地図等に記載整理し必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。← ○情報記録板(ホワイトボード等)に、災害情報を時系列で記載する。← ○国・県への連絡・協議を行う。← ○避難場所における情報を整理・分析する。←	□ 電話対応班が作成した災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。↩ ○災害情報トリアージ区分Aの場合は、5階指揮室(設置された場合)に更に複写を行い情報を提供する。↩ ○ 報道機関に関する説明及び整理を行う。↩ ○ 関係機関・関係者への説明資料を作成する。↩ ○ 水防本部各班からの情報を整理する。↩ ○ 配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。↩ ○ 配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。↩ ○ 配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。↩ ○ 配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。↩ ○ 配備を合課への情報を伝達する。↩ ○ 信報記録板(ホワイトボード等)に、災害情報を時系列で記載する。↩ ○ 信報記録板(ホワイトボード等)に、災害情報を時系列で記載する。↩ ○ 国・県への連絡・協議を行う。↩ ○ 国・県への連絡・協議を行う。↩ ○ 国・県への連絡・協議を行う。↩ ○ 国・県への連絡・協議を行う。↩ ○ 選難場所における情報を整理・分析する。↩
30	05水防計画	8	3	11	5		62	修正	○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成(要請場所の地図添付含)、班長に報告する。← ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙内容を確認(番号付与、区分判定等)、責任者への報告を行うとともに、水防本部の各班へ情報伝達を指示する。← ○要請に対応する各部(区役所・土木センター等)へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行い班長へ対応状況を報告する。← ○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。← ○班長は、災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。← ○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。← ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。← ○班長は、降雨・水位状況を正確に把握し、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理班に報告する。← ○班長は必要に応じて、土木調整班と協議を行う。← ○責任者の指示により、白川地域防災センター(わくわくランド)へ出動し、白川及び国の情報収集を実施する。←	○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成(要請場所の地図添付含)、班長に報告する。↩ ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙内容を確認(番号付与、区分判定等)、責任者への報告を行うとともに、水防本部の各班へ情報伝達を指示する。↩ ○要請に対応する各部(区役所・土木センター等)へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行い情報整理班長へ対応状況を報告する。↩ ○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。↩ ○班長は、班長へ満する。↩ ○班長は、班長へ満達する。↩ ○班員は、班長に入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。↩ ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。↩ ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。↩ ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。↩ ○班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。↩ ○責任者の指示により、白川地域防災センター(わくわくランド)へ出動し、白川及び国の情報収集を実施する。↩
31	05水防計画	8	3	1	5		62	修正	○班の責任者は、「電話対応」「情報失計」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、情報の収集にあたる。(兼務可) ← ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。← ○班員は責任者の指示に従い、被害状況の収集、精査及び国、県等の他機関への伝達等を実施する。← ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、土木情報班責任者に報告し、指示を得る。←	○

No.	編	章	節	項	目	~-	修正区分	修正後	修正前
32	05水防計画	8	1	Ę	5	62		(削除)	# 本務分学 (
33	05水防計画	8	1	Ę	5	63	修正	○班の責任者は、区役所及び各土木センター(室)に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」の担当者及び「土木実動班」の担当者を配置し、本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。(兼務可)← ○漢害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。← 「会任者は、区役所で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。← (各区の担当者は土木実動班と協力して実施する。)← ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実動班に対応を依頼する。← ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、区役所の責任者に報告し、指示を得る。← 《土木実動班》← ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。← ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、各土木センター責任者に報告し指示を得る。←	○班の責任者は、区役所及び各土木センター(室)に「電話対応」「情報 入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」の担当者及び「土木実動 班」の担当者を配置し、本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応 にあたる。(兼務可)← ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。← ○責任者は、区役所で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。← 《情報対応班》← ○班員は責任者の指示に従い、状況調査を実施する。← (各区の担当者は土木実動班と協力して実施する。)← ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実働班に対応を依頼する。← ○班員は現地で対応を依頼する。← ○班員は現地で対応を依頼する。← ○班員は現地で対応を依頼する。← ○班員は現地で対応を依頼する。← ○班員は現地で対応を依頼する。← ○班員は現地で対応を依頼する。← ○班員は現地で対応を依頼する。← ○班員は現地で対応を依頼する。← ○班員は現地で対応を依頼する。← ○班員は現地で対応が出来ないと判断したら、区役所の責任者に報告し、指示を得る。← ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、各土木センター責任者 「に報告し指示を得る。←
34	05水防計画	8	1	Ę	5	63	修正	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状 に 況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、 本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ← ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ← ○資任者は、上下水道水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ 連絡し、指示を得る。 ← ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害 防災作業を実施する。 ← ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道水防部の責任者に報告し、指示を得る。 ←	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可)←○炎害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。←○責任者は、上下水道水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。←○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。←○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。←○班員は遭任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。←○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道水防部の責任者に報告し、指示を得る。←
35	05水防計画	8	1	E	5	63	修正	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ← ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。← ○責任者は、農水水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。← ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。← ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水水防部の責任者に報告し、指示を得る。←	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実働班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ← ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。← ○責任者は、農水水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。← ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。← ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水水防部の責任者に報告し、指示を得る。← ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水水防部の責任者に報告し、指示を得る。← ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水水防部の責任者に

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
								2 熊本市消防団の組織	2 熊本市消防団の組織
								令和5年(2023年)4月1日現在	令和2年(2020年)4月1日現在
								1 団	1 団
								16 方面隊	16 方面隊
36	05水防計画	8	1	6	2	66	修正	87 分団	87 分団
								定数 4,800 人	定数 4,800 人
								実員 4,073 人	実員 4,335 人

No.	編	章	節	項	F	1	ページ	修正区分				修正後					修正前	
										熊本	市消防団協力事業	所	令和5年(2023年)4月1日現在	3	熊本市	肖防団協力事業所	•	s和3年(2021年)4月1日現在
										番号	事業所名	所在地	交付年月日				所 在 地	交付年月日
												代 表 者 熊本市北区植木町豊田830番地	有効期間 H27. 5. 18		交付番号	事業所名	代表者	有効期間
										1	株式会社 山内産業	代表取締役 山内 明	R5. 5. 17				北区植木町豊田830番地	H27. 5. 18
										2	株式会社 岩永組	熊本市中央区南熊本4丁目4番10号	H27. 5. 19		1	株式会社 山内産業	代表取締役 山内 明	R5. 5. 17
										-	外共無社 有小相	代表取締役 岩永 一宏	R5. 5. 18				中央区南熊本4丁目4番10号	H27. 5. 19
										3	社会福祉法人 慈愛園	熊本市中央区神水1丁目14番1号 理事長 潮谷 義子	H27. 5. 20 R5. 5. 19		2	株式会社 岩永組	代表取締役 岩永 一宏	R5. 5. 18
												班季及 潮谷 製于 熊本市北区徳王町1丁目1番47号	H27. 5. 28				中央区神水1丁目14番1号	H27. 5. 20
										4	公栄設備工業 株式会社	代表取締役 井上 芳信	R5. 5. 27		3	社会福祉法人 慈愛園	理事長 潮谷 義子	R5. 5. 19
										5	株式会社 高木建設	熊本市北区植木町一木224番地3	H27. 5. 29				北区徳王町1丁目1番47号	H27. 5. 28
										9	体八数位 尚不建設	代表取締役 高木 聡	R5. 5. 28		4	公栄設備工業 株式会社	代表取締役 井上 芳信	R5. 5. 27
										6	飯塚電機工業 株式会社	熊本市中央区十禅寺1丁目4番12号 代表取締役 松尾 修一	H27. 6. 15 R5. 6. 14				北区植木町一木224番地3	H27. 5. 29
												代表取締役 松尾 修一 熊本市南区出仲間1丁目6番5号	R5. 6. 14 H27. 6. 18		5	株式会社 高木建設	代表取締役 高木 聡	R5. 5. 28
										7	株式会社 杉本建設	代表取締役 杉本 憲昭	R5. 6. 17				中央区十禅寺1丁目4番12号	H27. 6. 15
										8	株式会社 村田建設	熊本市南区城南町舞原228番地2	H27. 6. 26		6	飯塚電機工業 株式会社	代表取締役 松尾 修一	R5, 6, 14
										0	休式景社 有田建設	代表取締役 村田 學	R5. 6. 25				南区出仲間1丁目6番5号	H27. 6. 18
										9	株式会社 古本商事	熊本市南区刈草1丁目5番15号	H27. 8. 12		7	株式会社 杉本建設	代表取締役 杉本 憲昭	R3. 6. 17
									1 -			代表取締役 吉本 光康 熊本市北区龍田弓削1丁目14番24号	R5. 8. 11 H27. 10. 14				南区城南町舞原228番地2	H27. 6. 26
										10	株式会社 志水工務店	代表取締役 志水 一博	R5. 10. 13		8	株式会社 村田建設	代表取締役 村田 學	R3, 6, 25
										11	有限会社 芦塚工業	熊本市西区谷尾崎町1282番地	H27. 12. 10				北区植木町平井29番地1	H27. 7. 31
										11	有联责任 戶塚工集	代表取締役 芦塚 竜治	R5. 12. 9		9	有限会社 城北ガーデン	代表取締役 冨永 友幸	R3. 7. 30
37	05水防計画	8	1	6	; I	3	67	修正		12	明治建設 株式会社	熊本市南区近見6丁目3番20号	H28. 1. 5				南区刈草1丁目5番15号	H27. 8. 12
0.	00/1/1/201		1 ^			Ŭ	٠.		`			代表取締役 同田 義治 熊本市東区京塚本町59番14号	R6. 1. 4 R2. 7. 13		10	株式会社 吉本商事	代表取締役 吉本 光康	R3, 8, 11
										13	中村スポーツ土木工業 有限会社	代表取締役 中村 敏一	R6. 7. 12				北区龍田弓削1丁目14番24号	H27. 10. 14
										14	株式会社 避崎興業	熊本市西区河内町船津1052番地	H28. 2. 1		11	株式会社 志水工務店	代表取締役 志水 一博	R3. 10. 13
										14	休八五任 高可央景	代表取締役 潮崎 正高	R6. 1. 31				熊本市西区谷尾崎町1282番地	H27. 12. 10
										15	有限会社 庄村建設	熊本市南区海路口町678番地2	H28. 4. 4		12	有限会社 芦塚工業	代表取締役 芦塚 竜治	R3. 12. 9
									1 -			代表取締役 庄村 撤 熊本市中央区神水1丁目14番68号	R6. 4. 3 H28. 7. 1				熊本市南区近見6丁目3番20号	H28. 1. 5
										16	株式会社 HACCYOU	代表取締役 田中 利和	R6. 6. 30		13	明治建設 株式会社	代表取締役 岡田 義孝	R4. 1. 4
										17	株式会社 豊雄	熊本市西区河内町河内3000番地	H28. 7. 29				熊本市東区京塚本町59番14号	R2. 7. 13
										17	休八芸社 重座	代表取締役 豊田 二郎	R6. 7. 28		14	中村スポーツ土木工業 有限会社	代表取締役 中村 敏一	R4. 7. 12
										18	株式会社 星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5番76号	H28. 11. 7				熊本市西区河内町船津1052番地	H28. 2. 1
												代表取締役 星山 一憲 熊本市北区大窪4丁目2番4号	R6. 11. 6 H28. 12. 13		15	株式会社 潮崎興業	代表取締役 潮崎 正高	R4. 1. 31
			I							19	熊本利水工業 株式会社	代表取締役 前田 和幸	R6. 12. 12				能本市南区海路口町678番地2	H28, 4, 4
			I							20	株式会社 センター連設	熊本市西区城山半田2丁目24番10号	H29. 1. 12		16	有限会社 庄村建設	代表取締役 庄村 徹	R4. 4. 3
										20	採丸養性 センター連数	代表取締役 本田 元紀	R7. 1. 11				能本市中央区神水1丁目14番68号	H28. 7. 1
										21	株式会社 大政工業建設	熊本市南区富合町平原80番地	R2. 7. 9		17	株式会社 HACCYOU	代表取締役 田中 利和	R4. 6. 30
									1 -			代表取締役 小原 功大 熊本市中央区大江4丁目13番20号	R6. 7. 8 H29. 6. 12		-		能本市西区河内町河内3000番地	H28. 7. 29
										22	株式会社 小竹組	代表取締役 江越 征記	R5. 6. 11		18	株式会社 豊建	代表取締役 豊田 二郎	R4. 7. 28
										20	支持会社 数十块十七 0.5	熊本市東区佐土原1丁目14番15号	R2. 7. 13				代表収締役 豊田 一即 熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5番76号	H28. 11. 7
										23	有限会社 熊本植木センター	代表取締役 佐土原 周二	R6. 7. 12		19	株式会社 星山商店		
			I						[24	株式会社 創輝建設	熊本市南区川口町4469番地	R2. 1. 23		-		代表取締役 星山 一憲	R4. 11. 6
									Ιl			代表取締役 木村 憲行	R6. 1. 22		20	熊本利水工業 株式会社	熊本市北区大窪4丁目2番4号	H28. 12. 13
													※P17参照	?			代表取締役 前田 和幸	R4. 12. 12

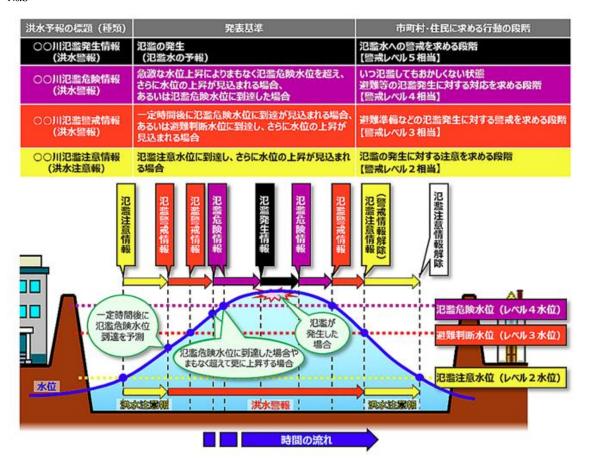
No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分			修正後					修正前	
							1 / 3									
								25	有限会社 村上建設	熊本市西区河内町野出948番地1 代表取締役 村上 和也	H30. 2. 7 R6. 2. 6		01	## # A+1 Lo A 20 50	熊本市西区城山半田2丁目24番10号	H29. 1. 12
								26	タイヘイテクノス 株式会社	熊本市北区高平3丁目43番11号	H30. 9. 7		21	株式会社 センター建設	代表取締役 本田 元紀	R5. 1. 11
								20	ライ・イナンノス 休込景社	代表取締役 野口 和隆	R6. 9. 6		22	株式会社 大政工業建設	熊本市南区富合町平原80番地	R2. 7. 9
								27	不二電気工業 株式会社	熊本市西区田崎1丁目4番28号 代表取締役 岩崎 裕	H31. 1. 11 R7. 1. 10			WART AWTHER	代表取締役 小原 功大	R4. 7. 8
								28	武末建設 株式会社	熊本市南区近見1丁目16番6号	R1. 6. 10		23	有限会社 インテリア熊本	熊本市東区南町17番26号	R2. 7. 13
								20	风不是似 外八五江	代表取締役 大久保 智司	R5. 6. 9				代表取締役 上田 公大	R4. 7. 12
								29	天風建設 株式会社	熊本市北区鶴羽田1丁目3 代表取締役 畠田 勝貴	R1. 7. 17 R5. 7. 16		24	株式会社 小竹組	熊本市中央区大江4丁目13番20号 代表取締役 大堂 正人	H29. 6. 12 R3. 6. 11
								30	一組 株式会社	熊本市西区谷尾崎町632-1	R1. 12. 24	1 -			熊本市東区佐土原1丁目14番15号	R2. 7. 13
									THE PERSON IN	代表取締役 辻 真理子 熊本市中央区新町3丁目5番13号	R5. 12. 23 R2. 1. 20		25	有限会社 熊本植木センター	代表取締役 佐土原 周二	R4. 7. 12
								31	日榮平井 株式会社	代表取締役 辻 龍也	R6. 1. 19			14 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	熊本市南区川口町4469番地	R2. 1. 23
								32	社会福祉法人 寿量会	熊本市南区奥古開4375番地1	R2. 3. 18		26	株式会社 創輝建設	代表取締役 木村 憲行	R4. 1. 22
								I —	特別養護老人ホーム 天寿園	理事長 米満 淑恵 熊本市南区富合町平原840番地1	R6. 3. 17 R2. 8. 24		27	有限会社 村上建設	熊本市西区河内町野出948番地1	H30. 2. 7
								33	佐藤電機 株式会社	代表取締役 佐藤 訓敏	R6. 8. 23		2,	有权女性 刊工建設	代表取締役 村上 和也	R4. 2. 6
								34	株式会社 新道組	熊本市北区梶尾町1587番地3	R3. 1. 19		28	タイヘイテクノス株式会社	熊本市北区高平3丁目43番11号	H30. 9. 7
								l	+	代表取締役 新道 康弘 熊本市南区富合町大町1086番地	R7. 1. 18 R3. 2. 19				代表取締役 兼子 利憲	R4. 9. 6
								35	有限会社 大森工業	代表取締役 大森 登	R7. 2. 18		29	不二電気工業株式会社	熊本市西区田崎1丁目4番28号 代表取締役 岩崎 裕	H31. 1. 11 R5. 1. 10
								36	有限会社 有働連設	熊本市北区植木町田底2022番地2	R3. 4. 30				熊本市南区近見1丁目16番6号	R1. 6. 10
								l 		代表取締役 有働 鉄郎 熊本市北区植木町岩野1375番地	R7. 4. 29 R3. 4. 30		30	武末建設株式会社	代表取締役 大久保 智司	R5. 6. 9
38	05水防計画	8	1	6	3	68	修正	37	株式会社 九建	代表取締役 辻崎 隆一	R7. 4. 29				熊本市北区鶴羽田1丁目3	R1. 7. 17
30	0.07人以为7日1 国	O	1		١	00		38	九州工建 株式会社	熊本市南区出仲間4丁目16番12号	R3. 5. 13 R5. 5. 12		31	天風建設 株式会社	代表取締役 畠田 勝貴	R3. 7. 16
										代表取締役 村上 洋一 熊本市北区飛田4丁目3番20号	R3. 7. 16		32	一組 株式会社	熊本市西区谷尾崎町632-1	R1. 12. 24
								39	有限会社 田尻匠建設	代表取締役 田尻 正廣	R5. 7. 15		52	M WAXI	代表取締役 辻 真理子	R3. 12. 23
								40	嶋本建設 株式会社	熊本市東区戸島西7丁目8番45号 代表取締役 嶋本 稔	R3. 8. 30 R5. 8. 29		33	日栄平井 株式会社	熊本市中央区新町3丁目1番26号	R2. 1. 20
								l	March Married	能本市南区富合町杉島974番地	R3. 11. 30				代表取締役 辻 龍也	R4. 1. 19
								41	株式会社 杉本工務店	代表取締役 杉本 信一	R5. 11. 29		34	社会福祉法人 寿量会 特別養護老人ホーム 天寿園	熊本市南区奥古開4375番地1 理事長 米満 淑恵	R2. 3. 18 R4. 3. 17
								42	株式会社 築	熊本市中央区辛島町4番26号 代表取締役 高橋 朗	R3. 12. 6 R5. 12. 5			MARKET - MARK	熊本市南区富合町平原840番地1	R2. 8. 24
								43	有限会社 藤本建設工業	熊本市東区新南部3丁目10番22号	R4. 1. 28		35	佐藤電機 株式会社	代表取締役 佐藤 訓敏	R4. 8. 23
								43	有权女任 原平进放工条	代表取締役 藤本 寛二	R6. 1. 27			16 -B A 41 - MC 78 40	熊本市北区梶尾町1587番地3	R3. 1. 19
								44	有限会社 梅田土建	熊本市東区新南部3丁目8番37号 代表取締役 梅田 孝博	R4. 1. 28 R6. 1. 27		36	株式会社 新道組	代表取締役 新道 康弘	R5. 1. 18
								45	株式会社 谷口産業	熊本市北区植木町正清308	R4. 1. 4		37	有限会社 大森工業	熊本市南区富合町大町1086番地	R3. 2. 19
									THE REAL PROPERTY.	代表取締役 谷口 栄置 熊本市南区富合町木原1330番地	R6. 1. 3 R4. 3. 25		٥,	有放五江 八林工木	代表取締役 大森 登	R5. 2. 18
								46	大共電通ネットワークス株式会社	代表取締役 西崎 友紀	R6. 3. 24		38	有限会社 有働建設	熊本市北区植木町田底2022番地2	R3. 4. 30
								47	星原電気工事 株式会社	熊本市西区花園5丁目3番16号	R4. 4. 21				代表取締役 有働 鉄郎	R5. 4. 29
										代表取締役 星原 啓伸 熊本市西区松尾2丁目2番36号	R6. 4. 20 R4. 5. 2		39	株式会社 九建	熊本市北区植木町岩野1375番地 代表取締役 赤穂 孝毅	R3. 4. 30 R5. 4. 29
								48	株式会社 マルエ工業	代表取締役 赤星 秀一	R6. 5. 1				熊本市南区出仲間4丁目16番12号	R3. 5. 13
								49	山王 株式会社	熊本市東区戸島西5丁目5番57号	R4. 8. 25		40	九州工建 株式会社	代表取締役 村上 洋一	R5. 5. 12
										代表取締役 深水 弘一	R6. 8. 24	-				
											※P18参照					
						1		- M. I.	<u> </u>		7K1 10 9 /K		ΣП. Л.			
								1 洪水				1				
										制が指令されたときは、					制が指令されたときは	
								警戒をさ	らに厳重にし、重	要水防箇所を中心として	て巡視するものとす	警戒	をさら	らに厳重にし、重	要水防箇所を中心とし	て巡視するものとす
								る。				る。				
0.0	o = 1 124 31				1 .		16		次の世能に注音1	、異常を発見したときに	+ 古たに 水 広 作業 た		t= 1/	かの出能に注音1	、異常を発見したとき	け声もに水防佐業を
39	05水防計画	8	2	2	1	69	修正									
										企画課長及び河川等の管					企画課長及び河川等の	官埋有に連絡し、区
								総務企画	課長は水防本部長	又は、災害警戒本部長に	こ報告するものとす	総務	企画長	長は水防本部長に	報告するものとする。	
								る。								
			L_		<u>L</u> _			<u></u>								
								2 高潮				2	高潮	<u> </u>		
										制が指令されたときは、	高湖龍来すでの時			まから非堂配備休	制が指令されたときは	喜湖龍来までの時
										岸等の監視及び警戒をさ					岸等の監視及び警戒を	
										要な箇所を中心として必					要な箇所を中心として	
40	05水防計画	R	9	2	9	69	修正	る。また	、次の状態に注意	し、異常を発見したとき	きは自身の安全及び	る。	また、	次の状態に注意	し、異常を発見したと	きは自身の安全及び 📗
10	20/1 / [2] [1]		l -		-			避難を優	先して水防作業を	実施するとともに、区総	総務企画課長及び海				実施するとともに、区	
										務企画課長は水防本部長					務企画課長は水防本部	
											メヘは、火方言以中			土口に圧而し、脳	カエ四味以(4/1/例/半前)	スに 取口り の ひのこ
								解シ 女信	告するものとする	0		する。	0			
			L	<u> </u>	<u> </u>	1						<u> </u>				

No.	編	童	節	項	l l	ページ	修正区分		修正前
41	05水防計画	8						第3節 水防作業 (略) その際、水防要員(この計画における一連の活動に従事する市の 者)及び消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防要員及び消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。	第3節 水防作業 (略) その際、水防本部員及び消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防本部員及び消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。
42	05水防計画	8	3 7	7]	l	72	修正	第1項 水防本部及び災害警戒本部(風水害時)の廃止 水防本部長又は、災害警戒本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減 じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなった とき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の 必要がなくなったとみとめたときは、水防本部又は、災害警戒本部を 廃止し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとす る。	第1項 水防本部の廃止 水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったとみとめたときは、水防本部を廃止し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。
43	05水防計画	8	3 7	7 2	2	72	修正	第2項 水防団及び消防団の非常配備の解除 水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の 必要がなくなり、水防本部長 <mark>又は、災害警戒本部長</mark> が配備解除の指令 をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断 等により勝手に部署を離れてはならない。	第2項 水防団及び消防団の非常配備の解除 水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の 必要がなくなり、水防本部長が配備解除の指令をしたときとする。そ れまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を 離れてはならない。
44	05水防計画	Ĉ) 2			74	修正	第2節 水防標識 1 水防に従事する熊本市水防要員が出動するとき、標識として次の腕章をつける。	第2節 水防標識 1 水防に従事する熊本市水防本部員が出動するとき、標識として次の腕章をつける。 ○

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
45	05水防計画	9					修正	2 水防のため、優先通行できる車両の標識は、次のとおりである。 (2 水防のため、優先通行できる車両の標識は、次のとおりである。 熊 本 市 水 防 本 部 に
46	05水防計画	9	3			75	修正	第3節 身分証票 熊本市水防要員の身分証票は、次のとおりとする。 表 (** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	第3節 身分証票 熊本市水防本部職員の身分証票は、次のとおりとする。 表 要性 水防職員証性 、

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
47	05水防計画	10					修正	第6節 <u>民間企業等</u> との連携	第6節 <u>企業(地元建設業等)</u> との連携 市は、出水時の水防活動_に際し、 <u>資器材の提供等に関して、次の</u> 企業等と協定を締結している。 No 協定(覚書)名称 協定(覚書)名称 総裁しまする応急措置 1
48	05水防計画	11	2	3		81	修正	(例) 公用負担命令書 (略) 年 月 日	(例) 公用負担命令書 (略) 平成 年 月 日
49	05水防計画	11	2	4	:	81	修正	(例) 公用負担の証 (略) 年 月 日	(例) 公用負担の証 (略) <mark>平成</mark> 年 月 日

No.5



No.37

番号 事業所名 代表者 有效	年月日 加期間 5. 18
代表者 有效 能	
能本市北区植木町豊田830番地 H27.	5. 18
代表取締役 山内 明 R5.	5. 17
。	5. 19
2 株式会社 岩永組 代表取締役 岩永 一宏 R5.	5. 18
能本市中央区神水1丁目14番1号 H27.	5. 20
3 社会福祉法人 慈愛園 理事長 潮谷 義子 R5.	5. 19
人 八兴司供工作 44-8-0-41 熊本市北区徳王町1丁目1番47号 H27.	5. 28
4 公栄設備工業 株式会社	5. 27
	5. 29
5 株式会社 髙木建設 代表取締役 髙木 聡 R5.	5. 28
熊本市中央区十禅寺1丁目4番12号 H27.	6. 15
6 飯塚電機工業 株式会社	6. 14
	6. 18
7 株式会社 杉本建設 代表取締役 杉本 憲昭 R5.	6. 17
能本市南区城南町舞原228番地2 H27.	6. 26
8 株式会社 村田建設 代表取締役 村田 學 R5.	6. 25
熊本市南区刈草1丁目5番15号 H27.	8. 12
9 株式会社 吉本商事 代表取締役 吉本 光康 R5.	8. 11
熊本市北区龍田弓削1丁目14番24号 H27.	10. 14
10 株式会社 志水工務店 代表取締役 志水 一博 R5.	10. 13
熊本市西区谷尾崎町1282番地 H27.	12. 10
11 有限会社 芦塚工業	12. 9
熊本市南区近見6丁目3番20号 H28	. 1. 5
12 明治建設 株式会社 代表取締役 岡田 義治 R6.	1. 4
能本市東区京塚本町59番14号 R2	7. 13
13 中村スポーツ土木工業 有限会社 代表取締役 中村 敏一 R6.	7. 12
熊本市西区河内町船津1052番地 H28	. 2. 1
14 株式会社 潮崎興業 <u> </u>	1. 31
熊本市南区海路口町678番地2 H28	. 4. 4
15 有限会社 庄村建設 代表取締役 庄村 徹 R6.	4. 3
能本市中央区袖水1丁目14番68号 H28	. 7. 1
16 株式会社 HACCYOU 代表取締役 田中 利和 R6.	6. 30
熊本市西区河内町河内3000番地 H28.	7. 29
17	7. 28
能本市北区武蔵ヶ斤9丁目5番76号 H28	11. 7
18 株式会社 星山商店 代表取締役 星山 一憲 R6.	11. 6
能本市北区大窪4丁目2番4号 H28.	12. 13
19 熊本利水工業 株式会社 代表取締役 前田 和幸 R6.	12. 12
60 株式会社 Line 74-51 熊本市西区城山半田2丁目24番10号 H29.	1. 12
20 株式会社 センター建設	1. 11
能本市南区富合町平原80番地 R2	7. 9
21 株式会社 大政工業建設	7. 8
能本市中央区大江4丁目13番20号 H29	6. 12
22	6. 11
能本市東区佐土原1丁目14番15号 R2.	7. 13
23 有限会社 熊本植木センター	7. 12
64 株式 All 1873年 熊本市南区川口町4469番地 R2.	1. 23
24 株式会社 創輝建設 代表取締役 木村 憲行 R6.	1. 22

No.38

	30. 2. 7
25 有限会社 村上建設	R6. 2. 6
能本市北区高平3丁目43番11号 H	30. 9. 7
■ 26 タイヘイテクノス 株式会社	R6. 9. 6
能本市西区田崎1丁目4番28号 H3	31. 1. 11
27	7. 1. 10
能本市南区沂見1丁目16番6号 R	1. 6. 10
28 武末建設 株式会社 代表取締役 大久保 智司 F	₹5. 6. 9
能本市北区鶴羽田1丁目3 R	1. 7. 17
29 天風建設 株式会社 代表取締役 畠田 勝貴 R	5. 7. 16
30 一組 株式会社 熊本市西区谷尾崎町632-1 R1	1. 12. 24
30	5. 12. 23
31 日栄平井 株式会社 熊本市中央区新町3丁目5番13号 R	2. 1. 20
代表取締役 辻 龍也 R	6. 1. 19
32 社会福祉法人 寿量会 熊本市南区奥古閑4375番地1 R	2. 3. 18
サ 特別養護老人ホーム 天寿園 理事長 米満 淑恵 R	6. 3. 17
33 佐藤電機 株式会社 熊本市南区富合町平原840番地1 R	2. 8. 24
代表取締役 佐藤 訓敏 R	6. 8. 23
	3. 1. 19
代表取締役 新道 康弘 R	7. 1. 18
熊本市南区富合町大町1086番地 R 35 有限会社 大森工業 熊本市南区富合町大町1086番地 R	3. 2. 19
代表取締役 大森 登 R	7. 2. 18
36 有限会社 有働建設 熊本市北区植木町田底2022番地2 R	3. 4. 30
代表取締役 有働 鉄郎 R	7. 4. 29
】 37 │ 株式会社 九建 ├───────────────────────────────────	3. 4. 30
	7. 4. 29
】 38 │ 九州工建 株式会社 │ ───────────────────────────────────	3. 5. 13
代表取締役 村上 洋一 R	5. 5. 12
39 有限会社 田尻匠建設	3. 7. 16
	5. 7. 15
40 嶋本建設 株式会社	3. 8. 30
	5. 8. 29
41 41 株式会社 杉本工務店	3. 11. 30
	5. 11. 29
42 株式会社 塾	3. 12. 6
	5. 12. 5
┃ 43 ┃ 有限会社藤本建設工業	4. 1. 28
	6. 1. 27 4. 1. 28
【 44 】 有限会社 梅田土建 ├────────────────────────────────────	.4. 1. 28 .6. 1. 27
	R4. 1. 4
	R6. 1. 3
	4. 3. 25
46 大共電通ネットワークス株式会社	6. 3. 24
能本市西区花園5丁目3番16号 R	4. 4. 21
4/ 星原電気工事 株式会社	6. 4. 20
能本市西区松尾2丁目2番36号	R4. 5. 2
┃ 48 ┃ 株式会社 マルエ工業	R6. 5. 1
能本市東区戸島西5丁目5番57号 R	4. 8. 25
49 山王 株式会社 代表取締役 深水 弘一 R	6. 8. 24